



都労委による日航不当労働行為認定

～救済命令の概要確認、コンプライアンスと企業文化の現状を考える～

Legal 委員会ニュース

日本航空乗員組合（JFU）と日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）両組合が、東京都地方労働委員会（都労委）に救済申し立てをしていた争議権投票に関わる支援機構の発言に対し、「不当労働行為」として、8月3日に組合勝訴の救済命令が出されました。厳しい状況下における両組合の活動に敬意を表します。

1. 都労働委員会の判断

(1) 「管財人は使用者」に該当する。

管財人機構は、管財人とともに、労働組合法第7条にいう「使用者」に該当する。

(2) 「支配介入」に該当する。

争議権確立に係る一般投票が行われている最中に、ディレクターらによる「3,500億円の出資を行うことができない」との発言は威嚇的效果を与え、組合組織運営に影響を及ぼすものであり、組合らに対する介入であると言わざるを得ず、労働組合法第7条第3号が定める支配介入に該当する。

2. 現状

日本航空は上記命令に従わず、社内広報文書8月17日付「Trust」により“今回の都労委による命令の内容は、会社主張が受け入れられず遺憾であり、今後、東京地方裁判所に対して命令の取り消しを求めることと致します。”とし、9月1日に提訴しました。

3. LEG 委員会の討論状況

(1) 公的な立場と任務にある管財人補助者が、様々な価値に配慮し、公正に企業再生を進める責務を負うのは当然である。例え企業の再生（再建）という目的があったとしても、労働者の正当な権利を保障することも重要な社会的要請である。それにもかかわらず、争議権への介入発言が、**弁護士である再生機構の管財人側からなされたことには、重大な問題があった。**機構側が言う、使用者の立場ではなかったとしても、公的な立場と任務にある管財人補助者による労働者の権利を侵害する発言は、影響の大小に関わらず問題だった。

(2) 乗員は、運航の安全を最終的に担う責任ある立場にあるものとして、そのために必要な発言を行う責務がある。労働組合も、そのような労働者の意思を集約して表明・行動する権利が保障されるべきであり、その役割を果たすことは組合の責務でもある。ところが、こうした意思表示を圧迫するような不当な人事（解雇や処分）、あるいは組合の意思決定を歪めるような**不当労働行為（介入）は、労働基本権に対する侵害のみならず、安全を阻害する要因でもある。**

(3) 今回の不当労働行為は、当該局面における争議権の確立を妨害しただけではなく、その後の組合内での活動や意思形成に、継続的に、**重大な悪影響を与えた。**この不当労働行為は、労働組合の活動に対し、**実質的に有害で、重大な影響を与える行為であったことを、深く認識する必要がある。**

(以上)

